

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
令和4年度災害時におけるドラグサクション浚渫兼油回収船の派遣支援検討業務 — R4.10.6～R5.3.24 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局閩門航路事務所長 山村 浩昭 福岡県北九州市小倉北区浅野3-7-38	R4.10.6	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 本業務を実施するにあたっては、災害時において、被災地に寄り添い速やかな災害支援方策を検討することが必要である。また、ドラグサクション浚渫兼油回収船の求められる役割について理解し、船舶による災害支援の検討すべき内容について、高度で専門的な知識と豊富な経験が必要である。 以上のことから、プロポーザル方式により、契約内容並びに契約手続を公示し、参加表明業者においては、予定管理技術者の経験・能力(技術者資格、専門技術力)、本業務の実施体制及び本業務に関する特定テーマに対する技術提案の観点からなる技術提案書を書面で提出を求めるとともに、予定管理技術者へヒアリングを行うことにより、専門知識及び技術力の確認をし、本業務の遂行能力等を評価した。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、公益社団法人 日本港湾協会が今回の業務内容を受注するにあたり最適業者であると判断されることから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものである。	15,708,000	15,400,000	98.04%	-	公社	国認定	1者	
令和4年度 那賀川流域生態系ネットワーク検討業務 那賀川河川事務所 R4.10.19～R5.3.24 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 那賀川河川事務所長 安永 一夫 徳島県阿南市領家町室の内390	R4.10.18	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	本業務是那賀川を基軸とした生態系ネットワークの形成を図るため、情報収集及び取組みに関わる検討を行うものである。 本業務の実施には、高度で専門的な技術が要求されることから、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行うこととした。公募による技術提案の提出を求めたところ2者の応募があり、求める技術内容に合致した優れた提案であると認められたため、左記業者を特定したものである。 よって会計法第29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	4,994,000	4,994,000	100.00%	-	公財	国認定	2者	
四国における次世代高規格ユニットロードターミナル形成に向けた高度化方策検討業務 — R4.11.01～R5.3.22 建設コンサルタント等	支出負担行為担当官 四国地方整備局次長 小林 知宏 香川県高松市サンポート3-3-33	R4.11.1	(公社)日本港湾協会 東京都港区赤坂3-3-5	7010405000967	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、本業務は、四国における「次世代高規格ユニットロードターミナル」の形成に向け、フェリー・RORO船等のユニットロードターミナルにて自動化技術・情報管理技術等の導入を目指すため、利用実態等の現状把握や課題整理を行い、高度化方策について検討を行うものである。簡易公募型プロポーザル方式を採用し、提出された技術提案書を総合的に評価した結果、最も優れていると評価された者を契約の相手方として特定したため、左記業者と随意契約を行うものである。 (簡易公募型プロポーザル)	13,618,000	13,530,000	99.35%	-	公社	国認定	1者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
令和4年度 脇川流域生態系ネットワーク概略検討業務 大洲河川国道事務所 R4.11.11～R5.3.27 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局 大洲河川国道事務所 長 小竹 良 愛媛県大洲市中村210	R4.11.10	(公財)日本生態系協会 東京都豊島区西池袋2-30-20	6013305001887	本業務を遂行するためには、脇川流域の生態系ネットワーク形成に関する検討に関して、高度で専門的な技術が要求されることから、公平性、透明性及び容易性が確保される簡易公募型プロポーザル方式による選定を行う事とした。 公募により技術提案書の提出を求めたところ、2者から提出があり、これらを総合的に評価した結果、求める提案内容に合致し、最も優れた提案を行ったと認められた左記業者を特定したものである。 よって会計法29条の3第4項及び、予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである。	5,984,000	5,984,000	100.00%	-	公財	国認定	2者	
令和4年度 東京湾中央航路船舶航行安全対策検討業務 神奈川県横浜須賀市新港町13番地 東京湾口航路事務所 R4.11.14～R5.6.30 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 東京湾口航路事務所 長 今野 頼夫 神奈川県横浜須賀市新港町13	R4.11.14	(公社)東京湾海難防止協会 神奈川県横浜市中区住吉町4-45-1 関内トーセイビル202号室	1020005009686	会計法第29条の3第4項 本業務は、東京湾中央航路開発保全航路整備事業(中ノ瀬西方海域)の施工場所周辺海域を航行する船舶に及ぼす影響及び船舶航行の安全確保のために必要な対策について、学識経験者、海事関係者並びに関係官公庁等で構成する委員会を設置し検討するものである。 中ノ瀬西方海域は東京湾の中央に位置し、多種多様な船舶が頻りに行き交う複雑海域である。 本業務の実施に当たっては、関係する法規を熟知した上で、船舶交通の特性や作業船による海上工事に精通していることが必要であり、高度な知見と多岐にわたる専門分野に精通していることが求められる。 よって、「工事の各施工段階における船舶航行安全対策を検討する上での着眼点」について技術提案を求め、仕様書に提案を反映し、本業務を遂行することにより、最も優れた成果が期待できる。 したがって、簡易公募型プロポーザル方式(総合評価型)により、発注することとした。 公益社団法人 東京湾海難防止協会は、本業務実施に係る簡易公募型プロポーザル方式により提出された技術提案書等及びヒアリング内容を建設コンサルタント等選定委員会において評価検討した結果、予定管理技術者の経験および能力、実施方針及び特定テーマに対する技術提案の項目において当事務所が設定した技術提案書を特定するための評価基準を満たした参加表明書等の提出者である。 よって、会計法第29条の3第4項の規定により、公益社団法人 東京湾海難防止協会と随意契約を行うものである。	20,548,000	19,030,000	92.61%	-	公社	国認定	1者	
R3久慈川における水害に強い地域計画検討業務 久慈川水系 R4.11.19～R5.3.31 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 久慈川緊急治水対策河川事務所長 由井 修二 茨城県常陸太田市木崎一町700-1	R4.11.18	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予算令第102条の4第3号 本業務は、久慈川緊急治水対策プロジェクト完了においても、より水害に強い地域を目指し、ストックヤードの跡地利用とプロジェクトにおける効率的な土砂活用の高立等を検討することにより、プロジェクトを推進する方策を検討するものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験が必要とすることから、技術力、経験などを含めた技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R3久慈川における水害に強い地域計画検討業務河川財団・キタック設計共同体は、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	20,988,000	20,988,000	100.00%	-	公財	国認定	3者	

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
R4・R5利根川下流部事業計画検討業務 利根川下流河川事務所管内 R4.12.15～R5.11.30 土木関係建設コンサルタント業務	分任支出員担当為担当官 関東地方整備局 利根川下流河川事務所長 内堀 寿美男 千葉県香取市佐原イ4149	R4.12.14	設計共同体 (公財)河川財団他1者 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9	9010005000135	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、利根川における治水施設整備の状況に鑑み、利根川下流河川事務所における今後の事業展開に向け、段階的事業計画(案)の策定に向けた検討を行うものである。 本業務を遂行するためには、高度な技術や経験を必要とすることから、利根川下流における段階的事業計画(案)の策定に当たっての課題・着目点とその検討方針についての着目点とその検討方針について技術提案を求め、簡易公募型プロポーザル方式により選定を行った。 R4・R5利根川下流部事業計画検討業務河川財団・パンフィックコンサルタンツ設計共同体は、技術提案において総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を行うものである。	39,952,000	39,930,000	99.94%	-	公財	国認定	1者	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。